

令和7年度有田町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するために、障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的として定める。

2 適用の範囲

この方針は、本町のすべての機関が発注する物品等に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は次のとおりとする。

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく施設

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設）

オ 地域活動支援センター

(2) 「障害者基本法」に基づき国・地方公共団体等の助成を受けている小規模作業所

(3) 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令」に基づく事業所

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）に定める子会社の事業所

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）① 障害者の雇用者数が5人以上

② 雇用障害者数の割合が労働者数の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4) 「障害者雇用促進法」に規定する在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対して援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達の対象となる物品等

- (1) 物品 事務用品・書籍、食品類（パン、菓子、弁当など）、農産品（野菜類）、小物雑貨（石鹸、エコバッグなど）
- (2) 役務 清掃作業、除草作業、クリーニング、資料作成、名刺作成など

5 調達目標

前年度実績額を上回る額を目標とする。

6 調達推進のための具体的な方法

- (1) 障害者就労施設等が提供可能な物品等についての情報を収集し、庁内各課に情報提供することにより、出来る限り多くの課で障害者就労施設等からの調達の推進が図れるように努める。
- (2) 障害者就労施設等からの調達を推進するため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項及び有田町財務規則（平成 18 年規則第 50 号）の規定に基づく随意契約を積極的に活用する。
- (3) 健康福祉課は庁内各課に対して、障害者優先調達推進法の趣旨や本方針の内容の啓発に努める。

7 調達実績の公表

調達実績について取りまとめ、町ホームページ等で公表する。

8 担当窓口

本方針の担当窓口は、有田町健康福祉課とする。